

# 第55回 東海北陸社会教育研究大会富山大会 第52回 富山県社会教育大会

## 開 催 要 項

### 大会主題

**目指そう！ウェルビーイングな社会**  
～家庭や地域の教育力向上を通して～

#### 1 趣 旨

ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。富山県では、ウェルビーイングを成長戦略の中心に位置付けており、一人ひとりが、様々な人や社会とのつながりの中で、日々、自分らしく生きていることに満足でき、心豊かに、幸せをずっと実感できることを目指している。

社会教育は、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み出し、地域コミュニティにおける個人と地域社会全体のウェルビーイングの向上に大きな役割を担っている。ここに、東海北陸6県1市の社会教育委員をはじめとする社会教育関係者が一堂に会し、各地域における社会教育活動の実践や研究成果について情報交換をし、ウェルビーイングの向上に向けた新たな社会教育の振興方策について研究協議を行い研鑽を深める。

#### 2 期 日

令和6年10月10日(木)～11日(金)

#### 3 会 場

10日(木) 全体会 富山県民会館 大ホール  
〒930-0006 富山市新総曲輪4-18 TEL 076-432-3111  
11日(金) 分科会 富山県民会館 各会場

#### 4 参加者

東海北陸各県市町村の社会教育委員及び社会教育関係者

#### 5 主 催

(一社)全国社会教育委員連合 東海北陸社会教育委員協議会連合会  
富山県社会教育委員連絡協議会 富山県社会教育振興協議会

#### 6 後 援

富山県 富山県教育委員会 富山市 富山市教育委員会  
東海北陸六県市町村教育委員会連合会

#### 7 日 程

##### ■ 1日目 <10月10日(木)>

12:00	12:45	13:15	13:25	14:05	14:15	15:45	16:15	17:00
受 付	ア ト ラ フ シ ヨ ン		開 表 会 彰 行 事 式			記 念 講 演	大 会 宣 言 閉 会 行 事	分 科 会 打 合 せ

##### ■ 2日目 <10月11日(金)>

9:00	9:20	11:30	11:45
受 付		分 科 会	閉 会

◆10月10日(木)

○アトラクション (12:45 ~ 13:15)

越中五箇山こきりこ唄保存会

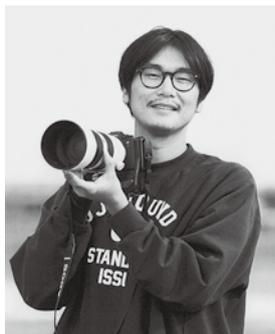
「こきりこ」は、田楽の一種で、日本で最も古い民謡の一つとされ、国の記録選択無形民俗文化財「五箇山の歌と踊」の一つである。

昭和44年より、音楽科の教材として採用され、全国的に有名になった。

地元の小・中学校や高等学校と連携し、保存・育成活動も積極的に行っている。



○ 記 念 講 演 (14:15 ~ 15:45)



演題 「未来まで残したい『#富山の本気』」

講師 イナガキヤスト 氏

《プロフィール》

1981年生まれ 富山県射水市出身・在住のフォトグラファー

富山県の風景や家族の写真をX (旧 Twitter) や Instagramなどで発表し話題に。総フォロワー数20万人を超える。NHK富山「イナガキヤストの本気旅」、KNB北日本放送「眺めのいい時間」などメディアへの出演も多数。

射水市公式フォトアンバサダー、富山県警察フォトアンバサダー、立山黒部アルペンルートアンバサダーを務める。

写真集『ぼくたちの大切な時間』出版。ジャポニカ学習帳の表紙に写真が採用。



コーディネーター 米原 由紀子 氏

《プロフィール》

元民放テレビ局アナウンサー

現在、とやまアナウンスアカデミーを主宰している。

◆10月11日(金) 【分科会：受付9:00～】

分科会 (9:20 ~ 11:30)

分科会名		話題提供者		司会者	助言者
1	家庭教育の支援	石川県	富山県(氷見市)	石川県	富山大学 名誉教授 神川 康子 氏
2	青少年の健全育成	愛知県	富山県(南砺市)	愛知県	富山国際大学 教授 村上 満 氏
3	地域文化の振興	三重県	富山県(入善町)	三重県	富山県立大学 教授 大石 玄 氏
4	地域の活性化	岐阜県	富山県(富山市)	岐阜県	富山大学 教授 林 誠一 氏
5	社会教育委員の役割と課題	福井県	富山県(上市町)	福井県	富山大学 教授 藤田 公仁子 氏

大 会 事 務 局

第55回東海北陸社会教育研究大会富山大会・第52回富山県社会教育大会  
実行委員会事務局

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県教育委員会 生涯学習・文化財室内

電話 076-444-3435 FAX 076-444-4434

# 参加申込のご案内

## 1. 参加申込手続きについて

### ① 大会参加者 ⇒ 名鉄観光サービス株式会社 大会システム

大会参加者は、URL又はQRコードより、直接大会システムにて登録をお願いします。

**【申込締切】 令和6年8月9日(金)**

<http://www.mwt-mice.com/events/shakai-kyoiku2024toyama>

申込締切後の変更・取消は書面（FAX）にて名鉄観光サービス(株)富山支店迄ご連絡ください。



### ② 大会参加費、宿泊費の振込

8月中旬より、弊社より請求書を各参加申込代表者様宛に郵送しますので、請求金額を指定口座にお振込ください。（振込手数料はお客様のご負担とさせていただきますのでご了承ください。）

**【振込締切】 令和6年9月2日(月)**

なお、領収書につきましては払込証の控えをもってかえさせていただきます。

### ③ 大会参加証等、宿泊券の送付

入金確認後、「大会参加証」「分科会参加券」「宿泊券※」を弊社より、各参加申込代表者様宛へ発送いたします。 ※は申込者のみ

**【発送予定日】 令和6年8月26日(月)～9月20日(金)**

大会参加証、分科会参加券、宿泊券は当日必ずご持参ください。

## 2. 参加申込について

### 【I】 宿泊のご案内（名鉄観光サービス株式会社の募集型企画旅行商品）

記号	ホテル名	食事条件	部屋タイプ (利用人員)	旅行代金 (1名税込み)	アクセス
A	アパホテル富山駅前	1泊朝食	シングル	12,000円	JR富山駅南口より徒歩8分
B	ホテルルートイン富山駅前	1泊朝食	シングル	10,500円	JR富山駅南口より徒歩3分
C	アパホテル富山駅前南	1泊朝食	シングル	9,500円	JR富山駅南口より徒歩3分
D	富山マンテンホテル	1泊朝食	シングル	9,300円	JR富山駅南口より徒歩10分
E	ホテルグランテラス富山	1泊朝食	シングル	9,000円	JR富山駅南口より徒歩7分
F	ホテルグランテラス富山	1泊朝食	ツイン	8,500円	

宿泊設定日：令和6年10月10日(木)～10月11日(金) 1泊2日  
希望ホテルを選択ください。

※行程：【1日目】自宅～各自移動～ホテル(泊) 【2日目】ホテル～各自移動～自宅又は後泊地

※最少催行人員：1名、添乗員は同行しません。

※宿泊は1泊朝食付、消費税・サービス料を含む1名様当たりの旅行代金です。

※申込は先着順となります。空室のあるホテルのみ選択が可能です。

※ホテル内での電話代、飲物代、クリーニング代等個人的費用は代金に含まれていません。

チェックアウト時に各自にてご精算ください。

※禁煙・喫煙ルームの確約はできませんので、予めご了承ください。

※駐車場の予約は確保致しかねますので、予めご了承ください。駐車料金は、各ホテルへ直接お問い合わせください。

## 【富山大会 大会会場・ホテル MAP】

富山駅から会場までは、徒歩10分程度です。



## 【Ⅱ】大会参加費のご案内

**大会参加費 3,000円** (資料代含む。税込) ※旅行契約には該当いたしません。

※各分科会につきましては、必ず第2希望まで申込記号をご記入ください。

※参加費 3,000円 (資料代等) は、入金後、開催方法の変更の場合も含め、返金は一切行いません。また、宿泊費の取消・変更は、「4. 変更・取消について」のとおりです。

※大会役員、被表彰者、司会者、発表者の参加費は不要です。

## 【Ⅲ】来場交通手段 (申込時に記載ください)

	10月10日(木)		10月11日(金)	
公共交通機関 (電車・市営バス等)		名		名
普通車 (自家用車・公用車)	台	名	台	名
中・大型車(大型バス、マイクロバス)	台	名	台	名
中・大型車(2.3m以上のハイルーフ車)	台	名	台	名

※会場 (富山県民会館) 駐車場の駐車スペースには限りがあります (80台程度、有料)。

できるだけ公共交通機関にて、お越しください。

※各県、県内市町村からの大型バス、マイクロバス及び2.3メートル以上のハイルーフ車については、会場から少し離れた駐車場をご案内する予定です。

### 3. 特別な配慮が必要な方へ

車イスの使用等で会場・客室設備面での特別な配慮が必要な方は、大会システムでの申込の際、備考欄にその旨をご記入ください。確認後、ご連絡させていただきます。

### 4. 変更・取消について

- (1) お申込締切後の変更・取消は書面（FAX）にて速やかにご連絡ください。
- (2) 宿泊の取消につきましては下記「ご旅行条件について」の取消料をご確認ください。

### 5. その他

- (1) 「大会参加証」は、大会当日資料の引換券となります。当日ご持参の上、受付でご提示ください。また、「分科会参加券」は分科会入場券となりますので、各分科会受付でご提示ください。なお、2日目からの参加の方は、各分科会受付で、「大会参加証」と「分科会参加券」をご提示の上、大会当日資料と引き換えてください。
- (2) 大会終了後に作成する「大会報告書」は、データで、各県事務局等に配付します。

## ご旅行条件について

#### ●募集型企画旅行契約（宿泊）

この旅行は、名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。この書面は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。巻末の詳しい取引条件を説明した書面を事前にご確認の上、お申し込みください。

#### ●お客様はいつでも取消料をお支払いいただくことにより契約を解除することができます。

取消料	21日前まで	20日～8日前	7日～2日前	前日	当日	無連絡
宿泊（募集型）	無料	20%	30%	40%	50%	100%

#### ●個人情報の取扱いについて (<http://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml>)

ご旅行申込に際し提出いただいた個人情報につきましては、お客様との連絡のためや宿泊・運送機関等の提供するサービスの手配及び受領の手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。また、研究大会参加者名簿作成等のため主催者事務局にも提出いたします。当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

●旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明の点があれば、ご遠慮なく下記の取扱管理者にお尋ねください。

●この旅行代金は令和6年5月7日現在の運賃・料金を基準としております。

#### <旅行企画・実施>

【承認 24-0009】

#### 名鉄観光サービス株式会社 富山支店

観光庁長官登録旅行業第55号 (一社)日本旅行業協会正会員  
旅行業公正取引協議会会員

〒930-0004 富山県富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル5階  
TEL 076-431-8056 FAX 076-431-2056

総合旅行業務取扱管理者 滝川 恵照 担当 古下(コシタ)・畔木・俣本

<<営業時間>> 月曜日～金曜日 9:30～17:30 土・日・祝日休業





## 11.お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(おひとり様につき10,000円・税別)と共に当社にご提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

## 12.お客様の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社ら営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

解除期日	取消料(おひとり)
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
ハ.旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ.旅行開始日当日	旅行代金の50%
ホ.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
  - (ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
  - (イ) 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。(エ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日(旅行開始日の前日まで、ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日まで)までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。
  - (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。(3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。(4) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

## 13.お客様の解除権(旅行開始後)

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

## 14.当社の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
  - (ア) お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
  - (イ) お客様が病気必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。

- (エ) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - (オ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
  - (カ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
  - (キ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。
  - (ク) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

## 15.当社の解除権(旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
    - (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
    - (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
    - (ウ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。(エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び払戻し
- (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
  - (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

## 16.旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

## 18.旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
  - (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けられないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
  - (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散場所に帰着(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合

- は、当社では可能な限りでこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます。)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

## 19.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していたときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

## 20.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
  - (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
  - (ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止(エ) 自由行動中の事故  
(オ) 食中毒  
(カ) 盗難  
(キ) 運送機関の運延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞滞在時間の短縮

## 21.特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷者補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスノードライビング、ハンググライダー・搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場所に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又はその離脱したときから後は募集型企画旅行参加中とはいたしません。

- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとしします。

## 22. オプショナルツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(「以下」オプショナルツアーといいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するものの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプショナルツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施:当社(又は名鉄観光サービス)」と明示します。
- (2) オプショナルツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みは原則的として現地となり、お支払も現地となります。
- (イ) 契約はオプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (ウ) 契約の成立は、オプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
- (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
- (オ) 当社以外がオプショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプショナルツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変  
b. 戦乱  
c. 暴動  
d. 官公署の命令  
e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止  
f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供  
g. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要な措置
- (イ) 第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
- (ウ) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- (エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更 = お支払い対象旅行代金 補償金の額 × 下記率 1件につき	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%

④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

## 24. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 25. 通信契約

- (1) 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとしします。ただし、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合があります。(受託旅行会社により当該取扱いができない場合があります。また取扱可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

- (ア) 通信契約の申込みの際、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社らが契約の締結を承諾した時に成立するものとしします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当社らが契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとしします。
- (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社らが旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

## 26. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合に伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイル・サービスを受けられる場合がありますが、マイル・サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイル・サービスが受けられなくなるときでも、理由のいかなるを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

## 27. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

## 28. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に関し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一額に達するまで弁済を受けることができます。

また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一額に達するまで弁済を受けることができます。

## 29. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「受託販売(販売店)」欄記載の受託旅行者(以下「販売店」といいます。)は(以下、両者を合わせて「当社等」といいます。)、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までに)お送りする確定書面に記載させていただきます。)の提供するサービス及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様の買物の便宜のために必要な範囲内、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとしします。
- (2) このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要な当社等と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社等の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケティング分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3) 当社等は、旅行中に傷病があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合やお客様の旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等で国内連絡先の方へ連絡の必要がある当社等が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。